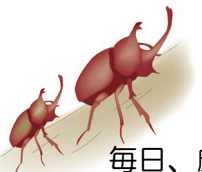




# きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.8月 No.232  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))



## 暑中お見舞い申し上げます！！



毎日、厳しい暑さがつづいています。こまめな水分・塩分補給や休憩で熱中症を予防し、無理をせずくれぐれもお体ご自愛ください。

社会保険加入の事業所さまへ

### ● 夏期賞与支払い届を提出します。

賞与の支給がありましたら、・支給日 ・支給対象者 ・支給金額をご連絡ください。また、賞与不支給の場合でも不支給の届出が必要ですので、こちらより確認させていただくことがございます。宜しくお願いいたします。

### ● 社会保険的適用拡大について

令和6年(2024年)10月からは、従業員が51人から100人の企業で働く短時間労働者が新たに社会保険の適用対象になります。一般に「従業員数」といえば、その企業で雇用される労働者数となりますが、社会保険の適用の要件を判断する「従業員数」をカウントする場合には、その企業の「厚生年金保険の適用対象者数(被保険者数)」で判断します。具体的には、フルタイムの従業員数と、週所定労働時間及び月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員数を合計した数で判定を行います(週労働時間がフルタイムの4分の3以上であれば、雇用形態を問わずカウントします。)

労働保険事務組合きずなの事業所さまへ

### 当事務所の夏期休暇

8月10日(土)～8月15日(木)です。  
ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご了承の程宜しくお願いします。

### ● 労働保険料第2期分納付について

いつも事務組合きずなにご協力いただきありがとうございます。

労働保険料第2期分の納付期限は 10月31日 となっております。9月中に納入通知書を郵送いたしますので、納付のほどよろしくお願いいたします。

今年も異常な暑さが続いています。皆様どうぞご自愛下さい。

そんな中で、宮崎県の最低賃金を決めるための審議会も始まっています。

中央の審議会から本年度示された引き上げの目安額は、A, B, C, ランクともに50円です。これをそのまま宮崎の現行最賃に加えると947円となります。まだ議論は続いており、何も決まっていはいない段階ですが、今年も消費者物価の動向が重視されています。最賃は、宮崎県内における労働者の生計費と賃金、そして通常の事業の賃金支払能力を考慮して決めることになっています。それぞれの分析が大事ですが今年とはとくに生計費、とりわけ頻繁に購入する生活必需品の物価上昇率が重視されているようです。目安額とそうした事情も考えると950円前後の金額になることも十分に予想されます。今月後半には、決定額が明らかになると思いますので10月発効日に備えて、大変ですが準備が必要です。

橋口 剛和